

# 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

寄 ゆかり\*

Positioning of the music in "childcare contents, the expression"  
in the childminder training school

Yukari Yori

---

【キーワード】音楽教育、領域「表現」、「保育内容・表現」、幼稚園教育要領、表現力  
music education, area "expressions", "childcare contents and expressions",  
kindergarten education guidelines, expressive power

## はじめに

保育者養成校での音楽教育については、長年、ピアノ指導が一般的とされている。それは当然ピアノが保育現場で不可欠である、という考えに基づいたものである。また、そのピアノ指導の内容、方法についての研究は、保育者養成校の音楽教育の中でも、最も多くなされているのではないだろうか。

筆者もこれまで「保育者養成校における音楽教育カリキュラムの一検討」(2009) や「表現力育成を中心とする音楽教育—保育者養成における音楽指導の在り方について」(2014)として、研究を進めてきた。そこではやはり、ピアノの演奏力向上のための指導方法、指導内容の検討から、保育者養成校でのピアノ演奏は、演奏技術の向上のみを目指すものではなく、幼稚園教育要領(2008)において示されているねらい「幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度」ともいえる同様のねらいを持っていると考えられた。

そのことを筆者(2014)は、平成元年の幼稚園教育要領改訂にあたり、音楽は6領域「音楽リズム」という領域から5領域「表現」へ含まれることとなったことから、保育者を養成する立場として、本来、定着すべき音楽力とはどのような力をつけるべきかを研究したものであった。そこでは、領域相互が関連を持つ、すなわち領域としての「表現」も他領域との関連をもちらながら達成すること、それは音楽でいえば、やはり単にピアノの演奏力向上を示すも

---

所属および連絡先

\* 大阪千代田短期大学

## 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

のではないことを結論付けた。また、筆者（2009）においても、本学開講の「音楽I（ピアノ）」「音楽I（ソルフェージュ）」のうち、「ピアノ演奏力向上のみが保育者養成で必要な音楽力ではない。」との研究結果より、新しい科目（教授内容の見直し）を提案し、これまでの「音楽I（ソルフェージュ）」を「幼児の音楽表現」と改め、すでに開講している。

2018年には新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の施行がなされる。しかし、「環境による保育」「5領域」の考え方については変わらない。領域「表現」の中での「音楽」という位置づけを理解し、保育で行う音楽とはどうあるべきかを分析し、そのために保育者養成校での音楽の教授内容について探求することが本研究の目的である。

## I. 研究の方法

現在の幼稚園教育要領に至るまでの歴史的変遷から、保育に求められている音楽の位置づけを探求する。また、保育5領域開設に至る経緯から、現行の「保育内容・表現」の求める保育指導の在り方を探る。なお、現在の幼児教育においては、幼稚園教育要領と同様に保育所保育指針もあるが（また、昨年度より認定こども園教育・保育要領も施行）、ここでは幼稚園教育要領の視点から探求することとする。

## II. 幼稚園教育要領の歴史的変遷

### 1. 幼稚園保育及設備規定

わが国において最初に開設された幼稚園は、1876（明治9）年に創設された東京女子師範学校付属幼稚園であり、ここで作られた幼稚園規定が、その後もわが国の幼稚園の一般的な基準として扱われている。そこで1899（明治32）年、わが国初の幼稚園に関する国家基準として文部省令によって、「幼稚園保育及設備規定」が制定された。

ここでの保育項目としては、「遊嬉」「唱歌」「談話」「手技」の4項目である。保育4項目では、最初に「遊嬉」（遊び楽しむこと、遊楽、嬉遊）を置いて、幼児教育の遊びの地位を重視したとされている。この点については、現在の幼稚園教育要領における「遊びから学ぶ」として普遍的な地位であるとみてよい。

「遊嬉」は随意遊嬉と共同遊嬉とに分けられた。幼稚園教育百年史では（文部省：1973）「随意遊嬉とは、幼児が自由に遊嬉したり運動したりする、いわゆる自由遊びであった。共同遊嬉とは、歌曲に合わせて共同で行うもので、4項目の一つの唱歌と合わせて行われることが多く、『唱遊』と呼ぶ幼稚園もあった」と記されている。幼稚園教育草創期より、この遊嬉に

おいても歌曲や唱歌に合わせて行うことからみても、保育現場における「音楽」の占める割合は大きいことがここで理解できる。これはもともと、日本の幼稚園の創設が、ドイツのフレーベルの幼児教育思想を取り入れたところから来ている。そのフレーベルから直々に保育を学んだとされるドイツ人松野クララが、この東京女子師範学校付属幼稚園主任保姆であり、保育においてピアノを演奏していた。松野以外の保姆での演奏者はいなかったと言われている。「唱歌」では純粋に歌うことを目的とした保育であり、「共同遊嬉」では、「歌曲に合わせる」「唱歌と合わせて行う」といった多くの場面で音楽が取り入れられている。

## 2. 幼稚園令

1926年、幼稚園令が制定された。これは、わが国における幼稚園に関する最初の単独の勅令であり、正に画期的なことであったとされている。幼稚園の目的が明確化され、幼稚園に入園できる年齢についても、特別の事情がある場合は3歳未満でも可能とした。この幼稚園令においての保育内容では、「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等とす」とされている。従前の規定より変更された点は、「遊嬉」が「遊戯」(1. 遊びたわむれること、遊び、「言語遊戯」2. 幼稚園・小学校などで、運動や社会性の習得を目的として行う集団的な遊びや踊り、「お遊戯」)に、新たに「観察」が加えられたこと、及び「等」が加わったこととされている。「等」が加わったのは、幼稚園の教員の裁量で工夫をして与えてよいという意味のもとである。保育内容に関しては、これ以上の説明はされていない。幼稚園教育百年史(文部省:1973)には、各幼稚園でなされていた保育項目の実態が記されている。その中で、音楽に関する内容を次に記す。

### (1) 遊戯

保育五項目の最初に遊戯が挙げられている。この遊戯の中には、自由遊びと律動遊戯とが含まれている。前者は「自由遊」あるいは「自由遊戯」とも言われ、おにごっこ、かくれんぼ、すもうなどの古くから伝わった遊び、すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムなどの遊具を使った遊び、積木や砂遊び、ままごと、電車ごっこ、お店ごっこなどのようなごっこ遊び(模倣遊戯ともいわれた)などが含まれる。後者には、リトミック、表情遊戯、ダンス、創作舞踊など、音楽や唱歌を伴った集団遊戯が含まれる。

### (2) 唱歌

唱歌の内容としては、幼児に分かりやすい歌詞のものが歌われ、遊戯と一緒にとなったものもいろいろあった。例えば、お手々つないで・からす・どんぐり・夕日・むすんでひらいて・夕やけこやけ・くつがなる・チューリップ・蝶々・遠足・汽車ポッポ・ねことねずみ・ひらいたひらいた・出してひっこめて・今年のばたん・お母さま等である。

### 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

遊戯の中でも「自由遊戯」では、リトミックやダンスにおいても音楽、唱歌を伴った保育がなされている。また、表情遊戯などでも表現を伴った動きを行う、といった点では、現在の教育要領における5領域としての「保育内容『表現』」はここにつながっていると考えられる。また、前回の政令同様、「唱歌」が筆頭に置かれていることなどから考えて、幼児にとって「音楽」「表現」がいかに重視されてきたかをここから読み取ることが出来る。

### 3. 日本の保育制度の位置づけ

わが国においては、幼稚園が1876年より、保育所が1890年より開設されているが、これらについて制度的な整備が図られたのが、1947年である。3月に学校教育法第1条により「学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と記され、幼稚園は学校として位置づけられており、当時の文部省の管轄である。これまで幼稚園での保育者は保母とされていたが廃止され、ここで「幼稚園教諭」と定められることにより、身分的にも明らかにされた。学校教育法第7章幼稚園第78条には、「音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。」としている。ここでもやはり幼稚園教育の最前に音楽、遊戯が記されている。そして、『創作的表現に対する興味を養う』としている。創作的表現に対して興味を養うのは、保育者の役割である。表現を創作することが保育者の役割ではなく、その興味づけを行うためのしきけを考えることが保育者として必要である、ということである。この考え方は、現代の保育における音楽の在り方にも共通しているといえる。

### 4. 文部省が「保育要領」刊行

1948年、前年度の制度的な整備を受けて、初めて幼稚園、保育所両方の幼児教育のための手引きとして作成されたものである。当時としては画期的なものであり、新時代の保育内容の基準を示すものである、と言われた。保育所の保母や一般家庭における母親をも対象とした幼児教育書のようなものであった。この保育要領における幼児の保育内容としては、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居、健康保育、年中行事の12項目が掲げられている。保育内容の副題を「楽しい幼児の経験」とし、保育内容すべてを楽しい経験で構成しようとしている。そして、ごっこ遊びや年中行事などは、総合的な活動として捉えている。

音楽においては、「音楽」と新しく「リズム」が加わったということで、一段と音楽の重要性が強調されると考えられるのではないだろうか。また、制定されたわずか半年後に、「保育要領改訂委員会」が発足し、最初の検討課題として挙げられたのが「リズム」であった。在来の遊戯の伝統的な在り方等に関する反省などをもとに「幼稚園のための指導書－音楽リズ

ム編」を刊行、音楽とリズムを一体化することに注目した。「幼児にいろいろの音楽的経験を与える、美しい心情を養い、幼児の生活を豊かにする」ことを目標としている。「聞くこと、歌うこと、ひくこと、動きのリズム」に分けられており、それぞれに具体的な指導目標が示され、その指導方法、評価方法、教材例なども掲げられている。これが、のちの6領域における「音楽リズム」の考え方の基礎として作成され、展開される動きとなる。

この保育要領では、例えば楽器演奏について「自由に楽器を選ばせ、幼児たちに考えさせて自由に演奏させ、決して教師の命令によって演奏させてはならない。」としている。ここですでに演奏技術の向上を指導するのではなく、幼児の自由な表現力を認めていく教師の指導力が必要であることを示している。

また、保育要領改訂委員会で「リズム」という「音楽」を最初の検討課題とするということは、保育内容での「音楽」が重視されていること、また、発展性を期待されている項目だからではないかと筆者は考える。「幼稚園のための指導書－音楽リズム編」(文部省：1953)において、序論で次のように述べられている。「幼児は常にリズムに触れ、リズムに対して模倣性や創造的表現性をもっているのであるから、これを適当に導くなら、音楽と動きのリズムを両者密接な関係において効果的にのばすことができる」とあり、ここでは「音楽」と「リズム」だけでなく、筆者がここで強調したい領域「表現」との関連についても述べられている。模倣性はいわゆる「知覚」したものを模倣し、また「感受」したことより創造性を持ち表現するという構図が出来ていると思われる。60年以上経過した現代においても、保育内容としての「音楽」には大差がなく、現行の教育要領における領域「表現」に至る経過が、ここに示されていると考える。

## 5. 幼稚園教育要領の刊行

1956年、文部省により「幼稚園教育要領」が公布された。「保育要領」と比較し、本要領では次の点が特質として挙げられる。

- i. 保育要領では、幼稚園以外にも保育に携わる人すべてに向けたものであったが、本要領では幼稚園の教育課程を示すものとなり、性格が全く異なった。
- ii. 幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせた。
- iii. 本要領で始めて「領域」という保育内容を示している。

「幼児の望ましい経験を内容とみていて、それを目標に従って分類したものを領域といっている」として、「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に分類されている。「幼児の具体的な生活経験は、ほとんど常に、これらいくつかの領域にまたがり、交錯して現れる。したがってこの内容領域の区分は、内容を一応組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜からしたものである。」とされている。これまでの要領とは大きく改訂さ

## 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

れたものである。「領域」という考え方をもとに幼稚園に限定された本要領であるが、各領域相互にまたがるという考え方は現行の幼稚園教育要領でも同様である。領域ごとに「望ましい経験や活動」が記されているが、「総合的な保育を行う」ことについては、現代までも一貫している方針である。また「小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にする」ものであり、「したがって、小学校指導の計画や方法を、そのまま幼稚園に適用しようとしたら、幼児の教育を誤る結果となる。」としている。しかし、実際の保育現場では現在でも、小学校の教科教育と同様、「絵画製作」「歌唱」と時間単位で保育を行うことも少なくない。

また、この1956年版幼稚園教育要領において、これまでの「音楽」と「リズム」が統一され、領域として「音楽リズム」が置かれたことは、ここでも幼児教育にとっての音楽の重要性を意味していると考える。前後して作成された幼稚園指導要録には評価事項として6領域が挙げられている。「総合的な保育を行う」としながらも、指導要録にて、領域ごとに評価するということが、現場での領域別指導につながったと考える。本来ならば、保育者自身が総合的な保育の中で領域別に整理する必要はあったが、「領域別指導」が「総合的保育を行う」ことに繋がらないことも多かった。このことは、1964年、幼稚園教育要領の第一次改訂の折に、「教科教育ではない領域での指導」が幼稚園の独自性として明らかにされている。

また、保育者養成校においても各領域別の科目を開講することにより、学生自身が「開講科目」＝「領域」と、間違った認識で理解し、保育現場に出てから混乱を招くことも少なくなかった。このことについても、多くの研究者が指摘している。

## 6. 「幼稚園と保育所の関係について」の発令

同じ年齢層の子どもが、その入る施設によって違った待遇を受けるのは好ましくない、といった理由から、1963年、当時の文部省と厚生省が協議し、次のように発令された。「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。」とされている。しかし、現実は、森上（2000：17）は「幼稚園は幼稚園教育要領のみを、保育所は保育指針のみをもとに保育を行っていくという対立の状況は、長い間、続けられていた」と述べている。しかしながら、実際には、この現代においても「3歳になったら幼稚園へ。」「ひらがなくらいは小学校に入る前には書けるようにさせたい。そのために、幼稚園に入園させる。」などど、それは間違った認識であるが、幼稚園への教育への期待については変わらずあるものである。

このような幼稚園と保育所での二元的制度は、現代における両現場での音楽の取り入れられ方についても位置づけられていると筆者は考える。

幼稚園と保育所における楽器の使用状況、保育に用いる音楽の頻度から見てもそのように考

えられる。また、採用試験においても一般的に保育所よりも幼稚園の方がピアノ演奏力の高い保育者を求める傾向にある。さらに近年の保育士不足もあり、採用試験ではハードルの高いピアノ実技試験を未実施とする保育所も増加傾向にある。一方で、対外的な音楽活動においても幼稚園の方が大規模な音楽発表や鼓笛隊などを組織的に行うところが多いことなどから、この時代における二元的制度の名残が現代の保育、音楽教育にもあるといえる。

また、筆者が毎年、実習後のアンケートとして行っている「音楽に関する保育現場での調査」結果によると、保育所においての対象児が幼稚園該当年齢のみではないため数字に誤差はあるが、音楽を取り入れない割合は保育所の方が高い数字となっている。

## 7. 保育所保育指針の刊行

1965年に初めて「保育所保育指針」は刊行される。これまでの保育所での保育内容は、前述の「保育要領」をもとに行っていた。児童福祉施設である保育所は、「児童福祉施設最低基準」「保育所運営要領」「保育指針」などが制定されていたが、保育所保育の内容を体系的にまとめたのは、この「保育所保育指針」が初めてである。1963年の両省通知を受けて作成されたものであるので、幼稚園該当年齢の幼児については「6領域におおむね合致するようにしてある。」と示されている。

## III. 保育5領域の誕生

### 1. 「幼稚園教育要領」の全面改訂（第二次改訂）

1989年、25年ぶりに「幼稚園教育要領」が従来のものを全面改訂して告示される。幼児教育の基本原則として、次のように掲げられた。

- i. 幼児期にふさわしい生活の展開を試みること
- ii. 遊びを通しての総合的指導であること
- iii. 一人一人の発達の特性に応じた教育であること

以上のように示されている。これまでの要領においても「総合的指導」は明示されていたが、「遊びを通しての総合的指導」としたこと、「音楽」としてどのようにかかわるかを考えていかなければならない。また、この改訂においては、「領域」の見方が大きく変わる。これまでの6領域より5領域への変更である。その内容は次の通りである。

「幼稚園終了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」の「ねらいを達成するために指導する内容」として

- i. 幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」

## 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

- ii. 人とのかかわりに関する領域「人間関係」
- iii. 身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」
- iv. 言語の獲得に関する領域「言葉」
- v. 感性と表現に関する領域「表現」

以上、5領域としている。大きな変更点として、領域として示されていた「音楽リズム」「絵画製作」が統合され、領域「表現」に含まれたとされている。「遊びを通しての総合的指導」という観点から考えると、削除された領域としての「音楽リズム」「絵画製作」が、領域「表現」の中での必要性と他領域との関連も含められることを理解し、そしてそこで音楽の役割をどのように考えるかが、本研究の目的である。削除ではなく領域「表現」に含まれるということは、前述の「保育要領」が刊行された際にも同様の保育のねらいを立てられている。このように歴史的に見ても、領域「表現」の位置付けは当然のことであり、「音楽」が保育現場において単なる演奏技術や音楽理論を学ぶ為のものではないことは、このことより理解できる。「音楽」を通して、知覚、感受し、それらに基づいた「表現」のできる学生を養成することが、養成校における音楽教育の在り方ではないかと筆者は考える。

曾田（2016）は、「幼稚園教育要領および同解説の表現領域は、あらかじめ完成している音楽の正確な再現よりも、幼児自身が気づいた身の周りの音などを取り込み、思うままに表現することを強調している。」と述べているが、6領域が5領域に改訂されたことの大きな意味であると考えてよいのではないだろうか。また曾田（2016）は同様に「幼稚園教育要領の考える音楽には、幼児特有の音楽表現という考え方が含まれていると言うことができる。」と述べている。「音楽」という言葉そのものに、「演奏力」などの技術を基準とした固定観念が、現代にも残っている。しかし、幼児特有の音楽表現を私たちは見据えなければならないと考える。これには保育者側の意識としても、この領域「表現」をどのように捉えているのか、ということも大きく関わってくる。

大場（1996：148）は「本来豊かさというものがこの領域では一番大切なわけである。豊かさというのは大変難しいものでその豊かさよりも、上手、下手、正確ということが中心になってしまっているということ。」と記述しているが、実際、保育者も技術的な面で、「できた。」「できない。」という判断をする方が、評価しやすい側面もあるのではないだろうか。そしてこれは、保育者自身が養成校での在学時に行ってきた自分自身が「ピアノが弾ける。」「弾けない。」と評価してきたことにも、大きく影響していると考えられる。到達目標として、何かを達成する、ということは保育の中でも、幼児の成長を確認できる場でもある。それは保育者養成校にとっても同様である。しかし保育における「表現」の求めているものではない。

さらに大場（1996：148）は「活動のプロセスよりも結果が大事にされてきたということ、

結果を発表する時の状態が重要視されていた『発表中心主義』だったともいえる。」とも記述しているが、2016年の現在でも、保育現場での状況が一新されているわけではない。むしろ少子化から、魅力ある園づくりということのひとつとして、盛大な演奏会が催されていたり、指導者主導の劇づくりに半年以上費やしていることも少なくない。このような機会に出会う度に、「表現」としての音楽とは何をもって表すのか、常に筆者自身に問いかけているところである。

これ以降は、「幼稚園教育要領」の改訂に呼応して「保育所保育指針」が改訂されるという動きになり、現行の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」はいずれも2010年施行のものである。

#### IV. 現行（2010年）の幼稚園教育要領、保育所保育指針における保育方針

では、次に現行の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」における音楽に関わる保育内容について比較し、検討する。今回第4次改定とこれまでとの変更点の要点は、以下の通りである。

- i. 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ii. 幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼児期の教育の充実
- iii. 子育て支援と預かり保育の充実

小学校以上の教科別指導の形ではなく、保育内容「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域という形で構成されている。そのうち音楽は、領域「表現」に含まれる、とされているが、筆者は領域「表現」の内容が多く含まれながらも、その他の領域との関連性も重視している。

小島（小島・澤田2000：12-13）は、「表現は『内なるもの』と外界との相互作用である。相互作用をもつには、ひとが外界と、まづつながらなければならない。それをつなぐのが『興味』である。（中略）興味は単に活動の動機づけで終わるものではない。興味の拡充自体が活動の目的といつてもよい。なぜならば、興味は、外界との相互作用を自分にとって意味あるものとして展開するために必須のものだからである。」と述べている。

ここでいう表現は、領域としての「表現」ではなく、「表現の原理」における「表現」である。ひとつひとつの活動自体が単独で成立しているのではなく、様々な相互作用をしながら、創り上げていくものであると考える。この考え方は現行の幼稚園教育要領における、5領域での考え方そのものである。特に保育内容においては、小学校以上の教科別指導の形ではないこともあり、各領域すべてが関わった上で保育を行っている。領域としての「表現」は、子どもの表現力すべてであり、表出も含まれたものであるといえる。

2005年中教審答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方につ

## 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

いて」においても「幼児は遊びの中で主体的に対象にかかわり、自己を表出する。そこから外の世界に対する好奇心が育まれ、探索し、知識を蓄えるための基礎が形成される。また、ものや人とのかかわりにおける自己表出を通して、幼児の発達にとって最も重要な自我が芽生えるとともに、人とかかわる力や他人の存在に気付くなど、自己を取り巻く社会への感覚を養っている。」と述べられている。幼稚園教育要領においても、「各領域に示すねらいは幼稚園における生活全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること」と記されている。領域相互が関連を持つ、すなわち領域としての「表現」も他領域との関連をもちながら達成するということである。

そのため筆者は、領域「表現」に含まれている音楽=領域における「表現」と捉えるのではなく、各領域ともに相互作用しながら音楽が成立していると考える。ただし、もちろん音楽と領域「表現」とのかかわりの占める割合は他領域に比べて大変大きい。これは幼稚園教育要領改訂により6領域から5領域になった改訂の経緯や現行の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」それぞれの領域「表現」の記述においても、「音楽」や「歌う」「リズム楽器」といった、具体的な言葉として明記されていることからもそのように考える。ここでは、領域としての「表現」を中心に音楽教育の目標について考える。

以下に、「幼稚園教育要領」における領域「表現」のねらい及び内容を示す。

### ◇表現

感じたことや考えたことなどを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### ◇ねらい

- (1) いろいろなもの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

### ◇内容

- (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気づいたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したこと伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりするなどする楽しさを味わう。

- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

「幼稚園教育要領」では、各領域とも年齢別で示すのではなく、幼稚園修了までにさまざまな経験を積み重ねながら育っていくことが期待される事項を示している。

「ねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される生きるための基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である。」としている。ねらいの中に「豊かな感性を持つ」「表現を楽しむ」とある。そのねらいを達成するにあたり内容として挙げられている指導する事項すべてに、音楽の内容が含まれている。(4)「感じたこと、考えしたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたりつくったりする」や(6)「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう」といった、具体的に「音楽」や「音」という文字が含まれていなくとも、すべての事項について「表現」や「感性」を通した保育が掲げられており、領域としての「表現」では当然、音楽教育のかかわる割合が大きいことがわかる。

前述の通り、小学校以上の教科指導とは全く異にするものであり、「小学校以上の教科指導の計画や方法を、そのまま幼稚園に適用しようしたら、幼児の教育を誤る結果となる。」(文部科学省:2008)という視点の下に、編成されている。これまでの6領域指導で特にこの「音楽リズム」「絵画製作」では、専門的な技術指導や発表会、展覧会形式のものなど外に向けての発表であったり、保育者の指導力量を図られるものであったり、それは決して子どものためのものではなかった。1989年の幼稚園教育要領改訂では、その反省を踏まえ、子どもの表現力や自由な発想など自発的な行動を重要視する考え方から領域として「表現」は生まれている。

しかし、現在の養成校での教育においても、やはり音楽や図画工作といった教科に関しては、「ピアノが上手である。」「歌が下手。」「絵が上手い。」「工作なら自信がある。」と、他の講義を中心とした科目と比較する上で、実技面が強調されている。また、技術力のみを点数化するとなると、他教科に比べ評価を点数化しやすい教科となっている。これは、保育現場も保育者養成現場も何ら変わりがない。しかしそれは、1998年改訂の幼稚園教育要領で示された「幼稚園修了までに育つことが期待される生きるための基礎となる心情、意欲、態度など」という目標からは離れたものとなる。

特に養成校においての音楽教育では、単なる技術力を重視するのではなく、子どもの心情、意欲、態度を育てるための力をどのようにつけるか、という点が重要であると考える。これらのことから、多くの養成校での課題であるピアノの演奏力向上、演奏技術の習得が中心となっている音楽教育の在り方を見直さなければならないと筆者は考える。この音楽が領域としての「表現」に含まれているという点、子ども達の自発的な表現力を重視するために保育者にとっ

## 保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

てピアノの演奏力が単なる技術ではなく、どのような役割を果たすのかが明らかになったと考える。これは以前の領域「音楽リズム」ではなく、改訂により領域「表現」に含まれると示されていることから、そのように考えられる。

また、保育所保育指針におけるねらいと内容はここでは示さないが、「幼稚園教育要領」との整合性をもって3歳以上児については考えられる。「幼稚園教育要領」のように領域ごとではなく、年齢によりそれぞれのねらいが示されている。

それぞれの保育内容を比較検討すると、「保育所保育指針」の方が若干緩やかな表現になっていると思われる。これは、保育所が養育も担った施設であることや幼稚園教育要領に呼応して改訂されているという点から、このような表現の違いで表されていると筆者は考える。3歳以上児についての教育に関する部分については「幼稚園教育要領」で示されている内容に準ずるとされているので、現行の音楽の教育内容はこれに準ずる。但し、「保育所保育指針」において「幼稚園教育要領」との相違点は、年齢によって具体的な内容が記されていることである。「幼稚園教育要領」では、音楽の内容は領域「表現」の中でのねらいがあり、そのねらいを達成するために「内容」が記述されている。この両者の表現の違いを、領域「表現」における音楽の内容の直接記述のある(6)を、次の〔表1〕にて比較する。

〔表1〕「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」における音楽的内容の比較

幼稚園教育要領	保育所保育指針		
領域「表現」の内容 (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。	3歳児	音楽に親しみ、聞いたり、歌ったり、身体を動かしたり、簡単なリズム楽器を鳴らしたりして楽しむ。	
	4歳児	友達と一緒に音楽を聴いたり、歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。	
	5歳児	音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう。	
	6歳児	音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色やリズムの楽しさを味わう。	

〔注〕幼稚園教育要領、保育所保育指針

「保育所保育指針」では年齢ごとに発達段階をふまえていると考えられる。『保育所保育指針』が『幼稚園教育要領』に準ずる」としながらも、発達段階としての目安が示されている「保育所保育指針」が理解しやすいと筆者には思われるが、現場では「目安」ではなく「到達度」と解釈される、と指摘する研究者も多く、発達段階として捉えるのは難しい点も多く抱えている。そういう点からすれば、「幼稚園教育要領に準ずる」ことをもう少し徹底したいところであるが、一方で検討課題も多くあり、早急には解決できない問題である。

このように、楽しむことから味わうことへ、また身体を動かすことから踊ることへなど発達段階が具体的に示されている。しかし、どの点においても決して単なる技術的な指導ではなく、自発的な表現へと結び付けるというねらいが読み取れる。これらは小学校以上の教科指導とも関連する「感受」という点につながると考えられる。これらのことから、養成校における音楽教育の内容については、多様な方法で「表現」できると共に、子どもの表現力を引き出すことのできる保育者を養成することが重要となってくると筆者は考える。

## V. 考察と今後の課題

今回、幼稚園教育要領の歴史的変遷の中での音楽の在り方、その教育内容を研究することにより、どの時代にあっても保育の中での音楽は、乳幼児にとって必要不可欠なものであることが理解できた。しかしその在り方は、決して演奏技術やその発表を目的としたものではなく、それが、領域「表現」に属すると位置付けられた意味でもあることが改めて認識できたと考える。筆者の本学での授業では「幼児の音楽表現」として展開しているが、そこでは学生の前にはピアノがなく、のびのびと歌っている様子や、表情豊かにリズム遊びを楽しんでいる学生を見ることができた。これが領域「表現」に繋がるのではないだろうか。また、他の領域、例えば「保育内容『環境』」を意識した匂を意識した曲を奏でることや、リズムによる言葉遊び「保育内容『言葉』」など、「総合的な保育」のための音楽授業を展開しているが、今後も更にその内容を充実させていきたいと考えた。

しかし一方で、ピアノや図画工作の技法など、保育者として基礎技術を習得することももちろん欠かせない。保育者養成校の教員が技術指導だけが、その科目で教授する内容ではないこと、基礎技術とその領域「表現」との関係の意識を持って教育にあたること、そして基礎技術をもとに保育内容は展開される事を理解するための枠組みを検討することが今後の課題である。

### <引用文献>

- ・小島律子・澤田篤子編（2000）『音楽による表現の教育—継承から創造へ』晃洋書房
- ・森上史朗（2000）『新しい教育要領・保育指針のすべて』フレーベル館
- ・大場牧夫（1996）『表現原論 幼児の「あらわし」と領域「表現』』萌明書林
- ・曾田裕司（2016）『保育の「表現」領域における幼児の「変化する音楽表現」への着目』尚絅大学研究紀要 人文・社会科学編 第48号
- ・文部省（1926）『幼稚園令』文部省令第17号第二条
- ・文部省（1948）『保育要領』
- ・文部省（1953）『幼稚園のための指導書—音楽リズム編』明治図書出版株式会社
- ・文部省・厚生省共同通知（1963）『幼稚園と保育所の関係について』

保育者養成校での「保育内容・表現」における音楽の位置づけ

- ・文部省（1973）『幼稚園教育百年史』ひかりのくに出版
- ・文部省（1989）『幼稚園教育要領』
- ・文部省（1998）『幼稚園教育要領』
- ・中央教育審議会答申（2005）『子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—』
- ・文部科学省（2008）『幼稚園教育要領』